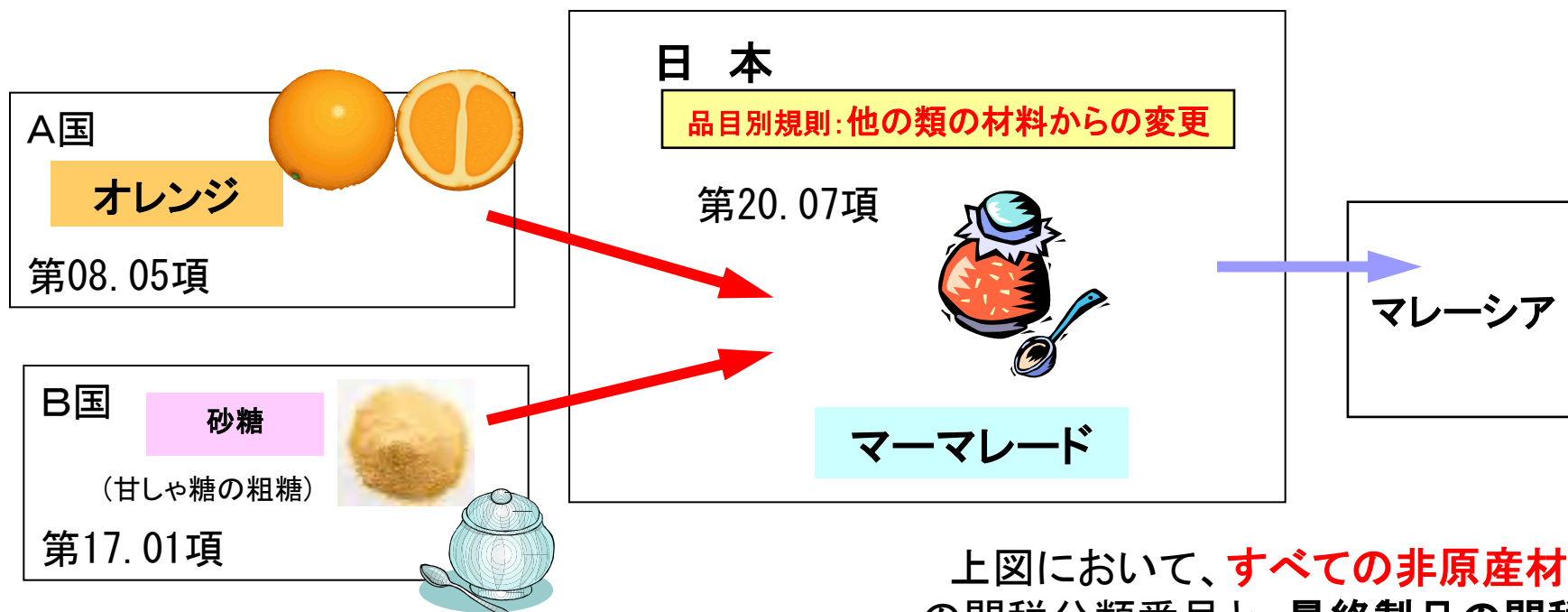


関税分類変更基準の基本的考え方(マレーシアEPA)

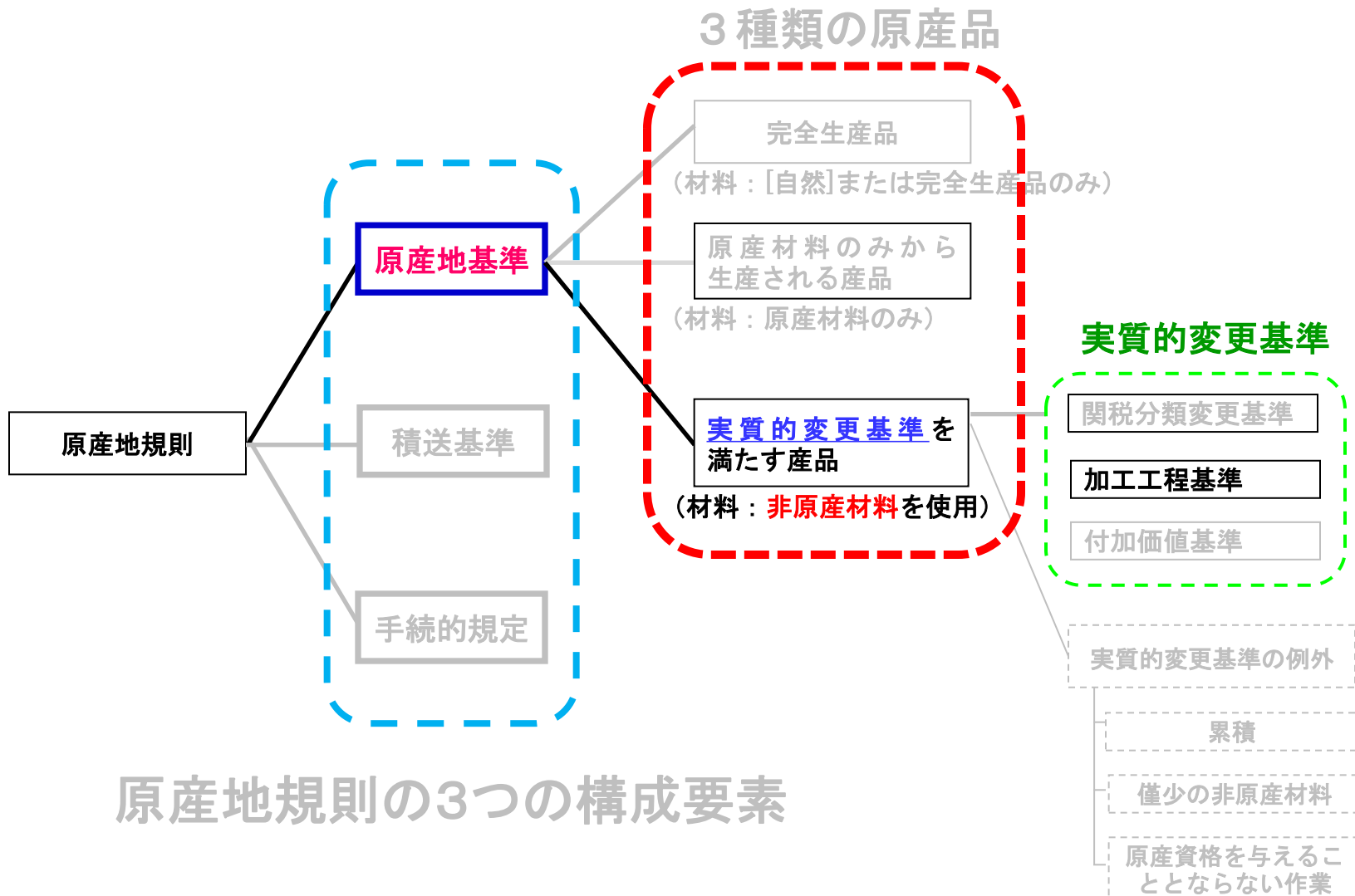


上図において、**すべての非原産材料**の関税分類番号と、**最終製品の関税分類番号**とが異なることとなる製造が日本で行われている。

→このような製造が行われた国(この例では日本)を**原産地と認める**(又は、この製品はその製造が行われた国の原産品であると認める)というのが**関税分類変更基準**。

非原産材料		最終製品
A国で収穫されたオレンジ	B国で製造された砂糖	マーマレード
第08.05項	第17.01項	第20.07項

EPA原産地規則の構成(概要)



加工工程基準

すべての非原産材料にある特定の加工工程が施されて最終製品が得られた国を原産地とするもの

(抜粋)

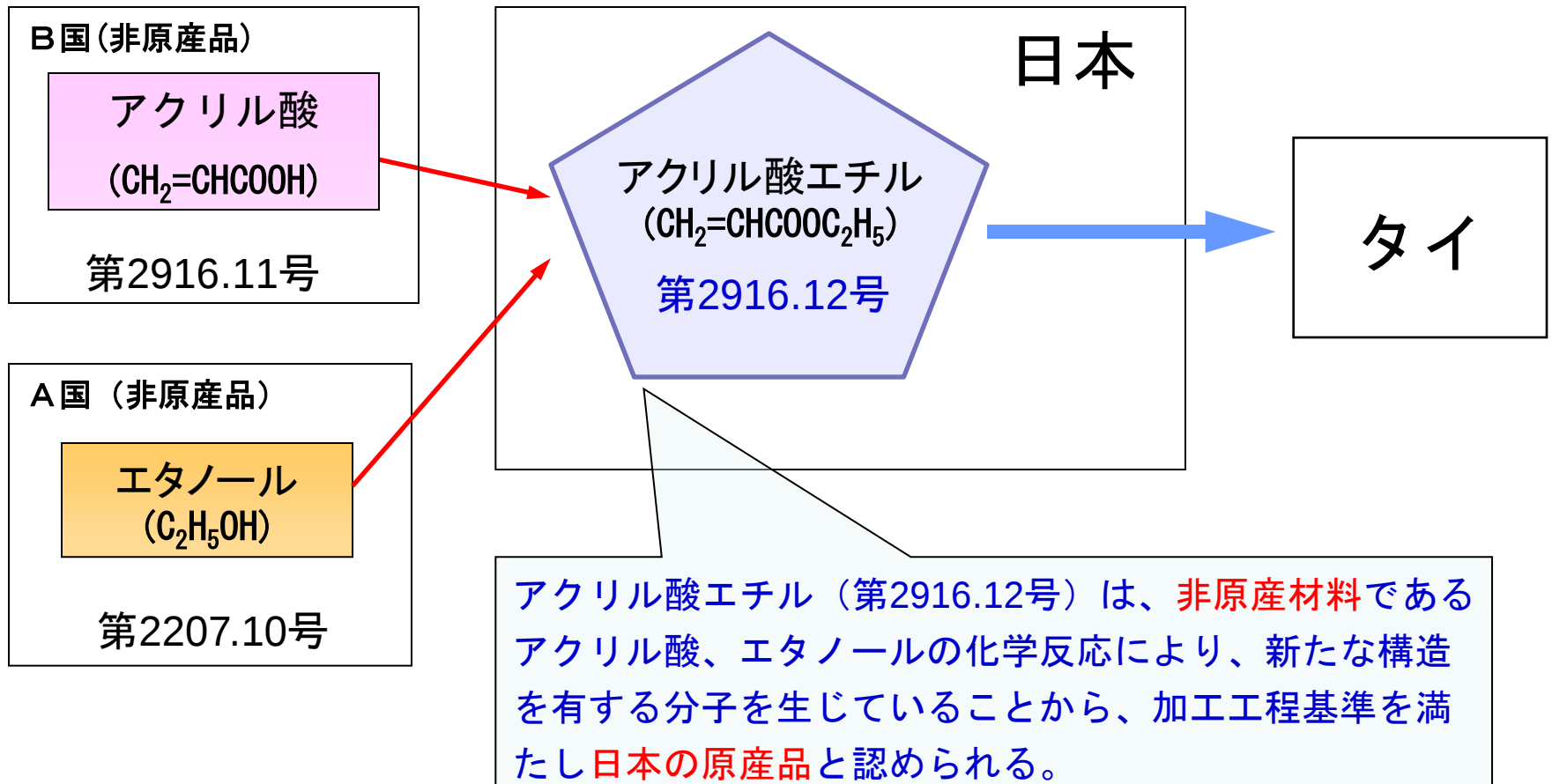
例 タイ E P A 第2916.12号（アクリル酸エチル）の品目別規則

2914.11-2918.13

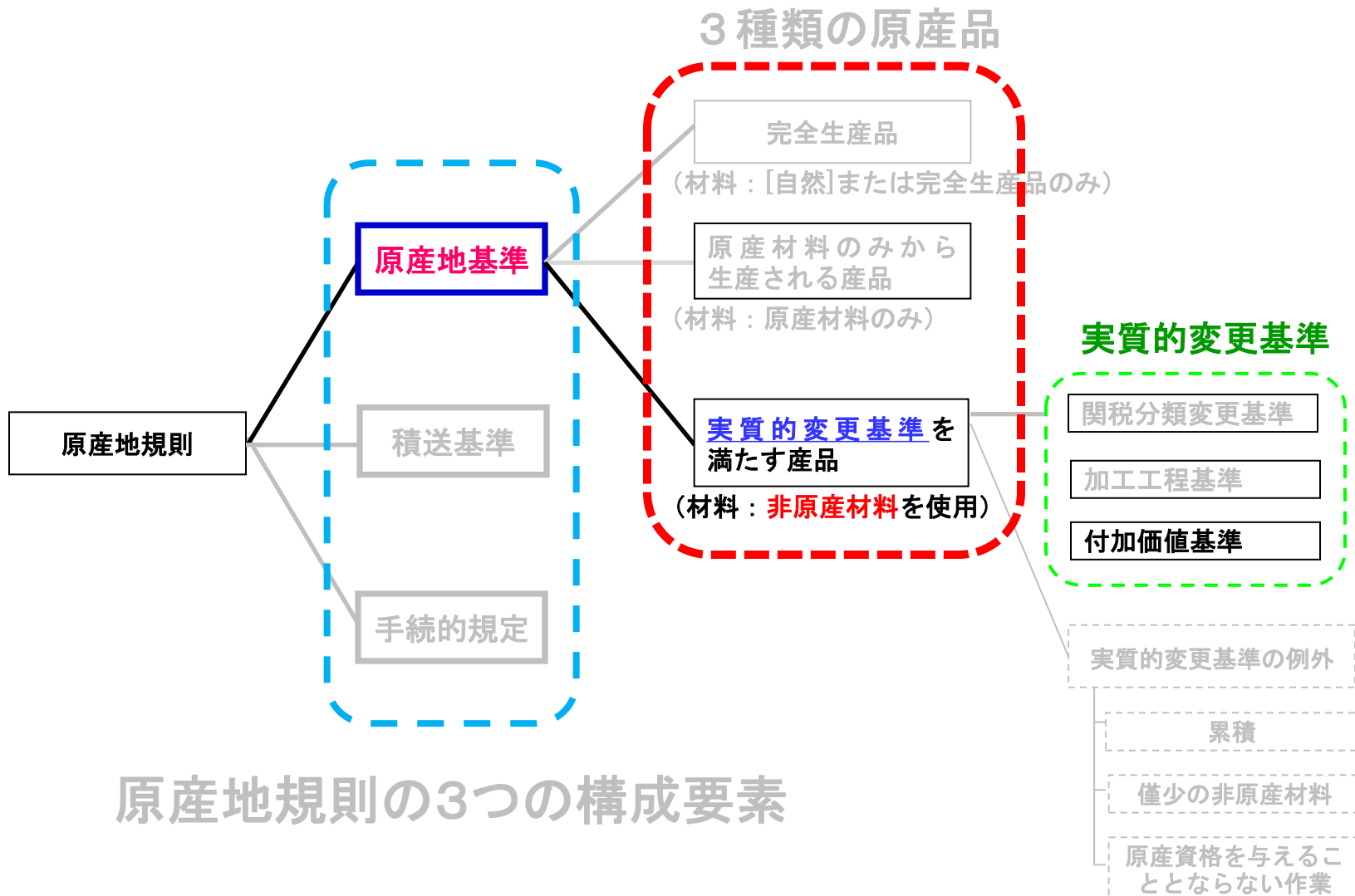
- ① 第2914.11号から第2918.13号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
- ② 原産資格割合が40%以上であること（第2914.11号から第2918.13号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
- ③ 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第2914.11号から第2918.13号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

加工工程基準(タイEPA)

- 第2916.12号 : ③化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程



EPA原産地規則の構成(概要)



付加価値基準

付加される価値と製品の価額とを比較して判断

この部分が原則、上記に言う
「付加される価値」

域内原産割合

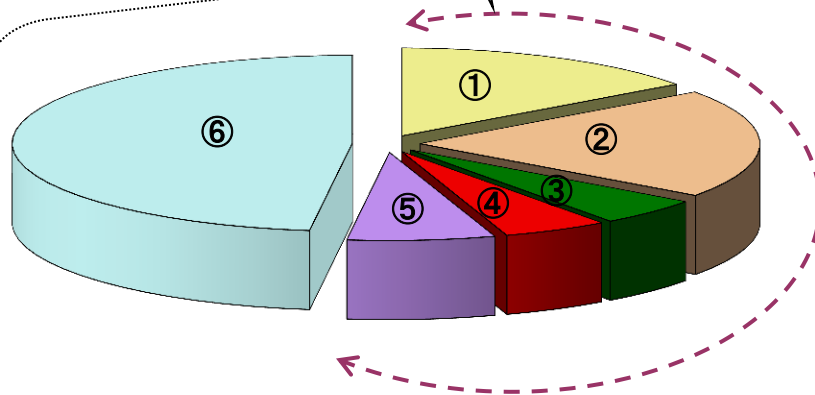
RVC (Regional Value Content) : メキシコ 及び アセアンEPA

原産資格割合

LVC (Local Value Content) : ベトナムEPA

QVC (Qualifying Value Content) : メキシコ、アセアン、ベトナム 及びスイス以外の EPA

円グラフの全体が
製品の価額

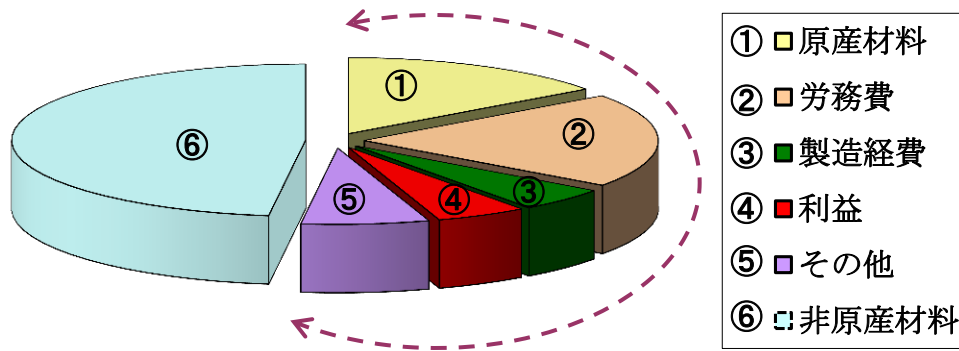


- ① 原産材料
- ② 労務費
- ③ 製造経費
- ④ 利益
- ⑤ その他
- ⑥ 非原産材料

「付加される価値」をどのようにして算出するか？

算出方法は、大まかには以下の2つの方法に大別される。

第1の方法:これらの構成要素を1つ1つ積み上げていく(積上げ方式)

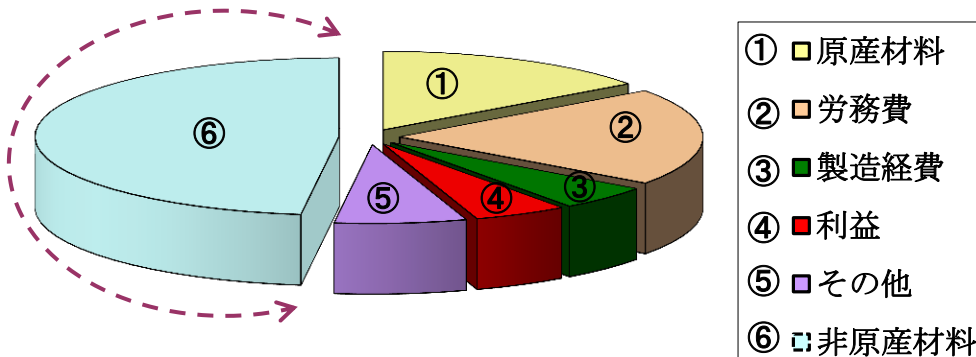


(例)

$$\frac{\text{原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \geq X\%$$

$$\frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{利益} + \text{直接経費}}{\text{製品の価額}} \geq X\%$$

第2の方法:非原産材料の価額を利用する



(例)

$$\frac{\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \leq X\%$$

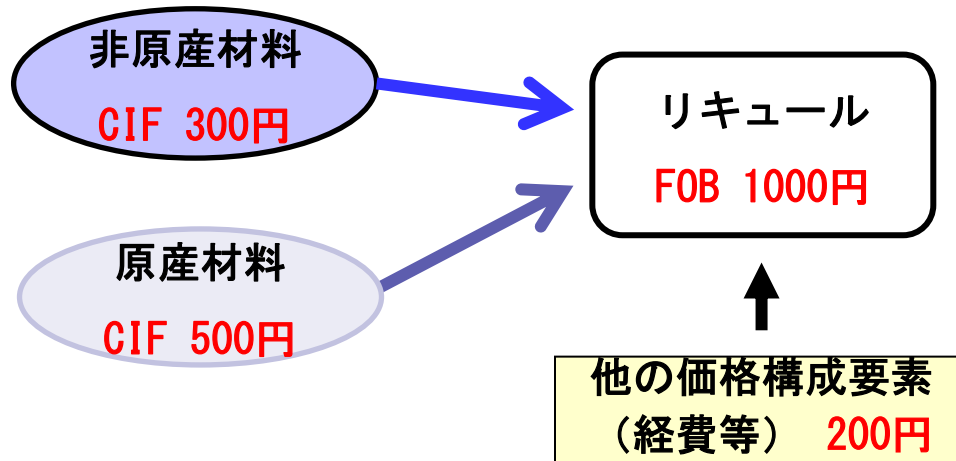
$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \geq X\% \text{ (控除方式)}$$

付加価値基準

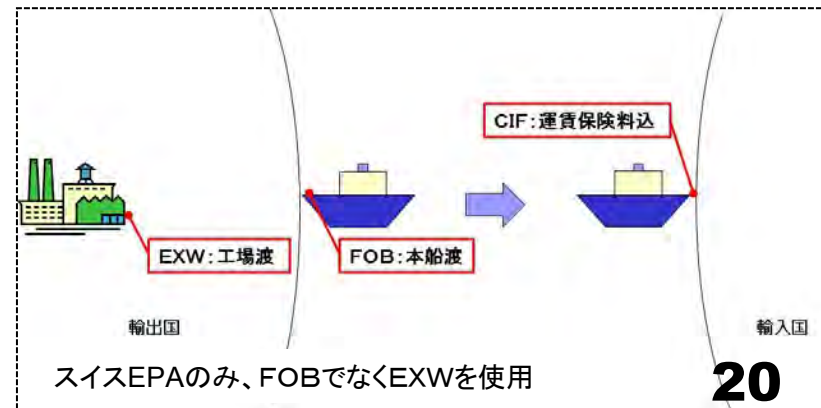
タイEPA品目別規則（第2208.70号（リキュール））

- ① 第2208.70号の産品への他の項の材料からの変更（第22.07項の材料からの変更を除く。）又は、
- ② 原産資格割合が40%以上であること（第2208.70号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

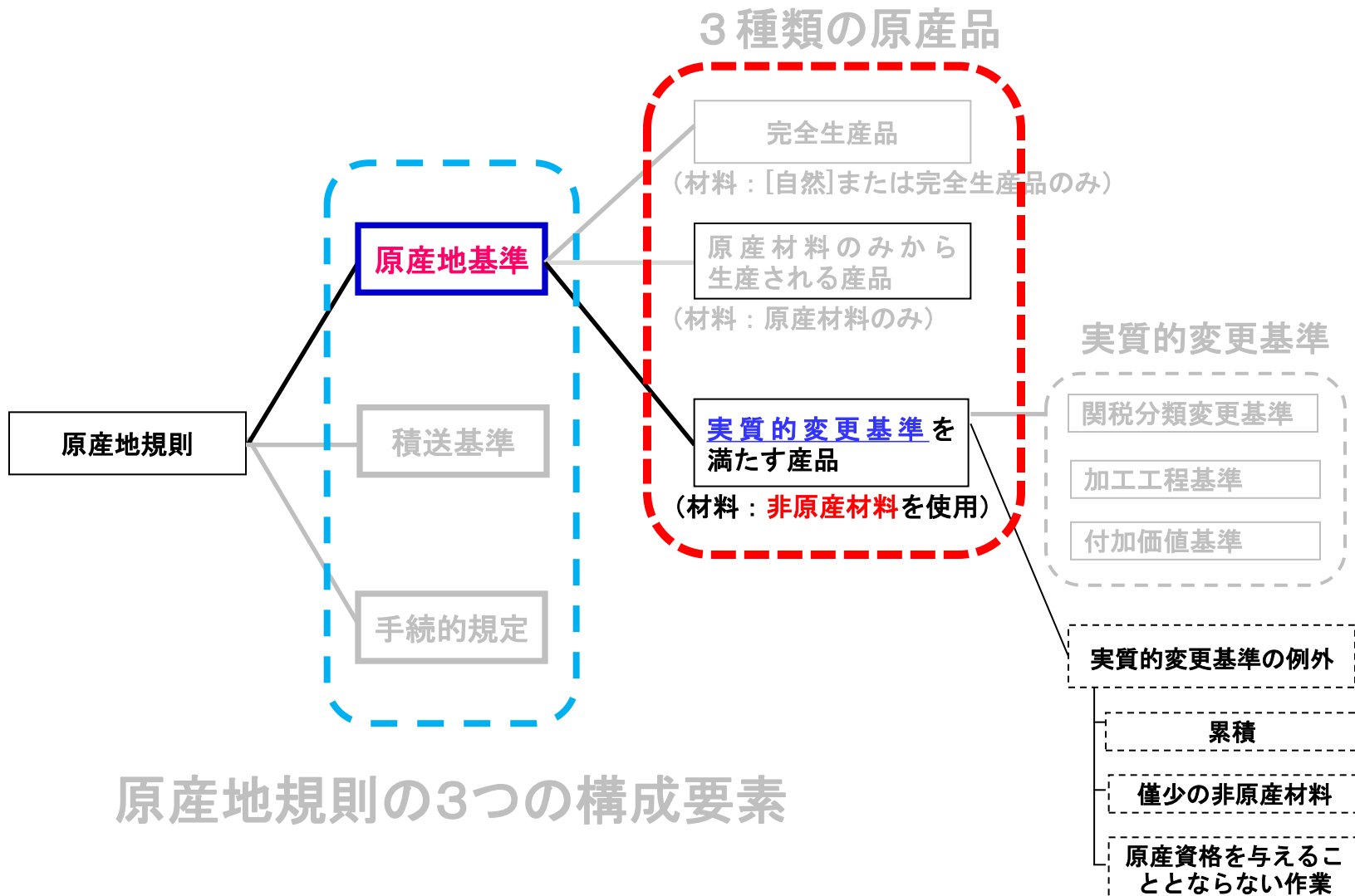
$$\frac{\text{FOB} \quad \text{産品の価額} - \text{CIF} \quad \text{非原産材料価額}}{\text{産品の価額}} = \frac{1000 - 300}{1000} = 70\% \geq 40\%$$



この場合「付加された価値」は70%であり、品目別規則に規定された40%を超えているので、協定上の原産品と認められる。



EPA原産地規則の構成(概要)



実質的変更基準の例外

- 本来は実質的変更基準を満たさない産品について、原産品として認められる範囲を広げる規定

(いわゆる救済的な規定)

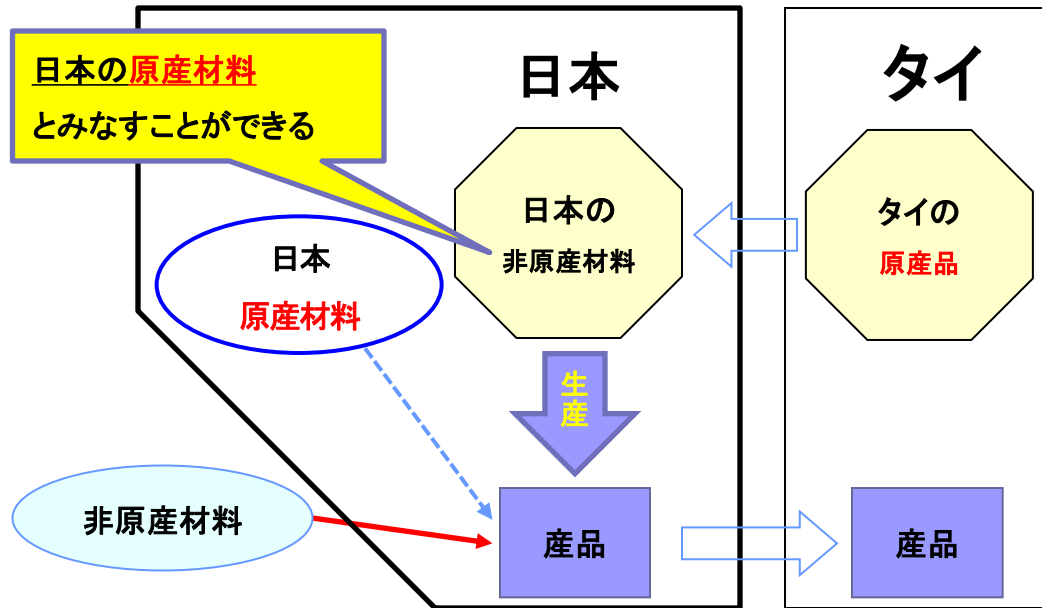
- 累積
- 僅少の非原産材料

- 特定の作業が行われることのみをもって品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

(いわゆる除外的な規定)

- 原産資格を与えることとならない作業

累積を適用する(タイEPA)



タイの原産品は、日本の非原産材料となる。

累積を適用することで「**日本の原産材料とみなす**」ことができる。

(本来であれば)タイの原産品は、日本にとっては非原産材料であるので、日本で製品の生産に使用する場合は、実質的変更基準を満たす必要がある。

累積の規定を適用する場合は、で示される生産には実質的変更基準を考慮する必要がない。(原産材料には、実質的変更基準は適用しないため。)

→ 原産品として認められるものの範囲が広がる

(※原産地証明書に「ACU」の記載が必要)

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、
それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

タイEPA 品目別規則 第21類 (各種の調製食料品)

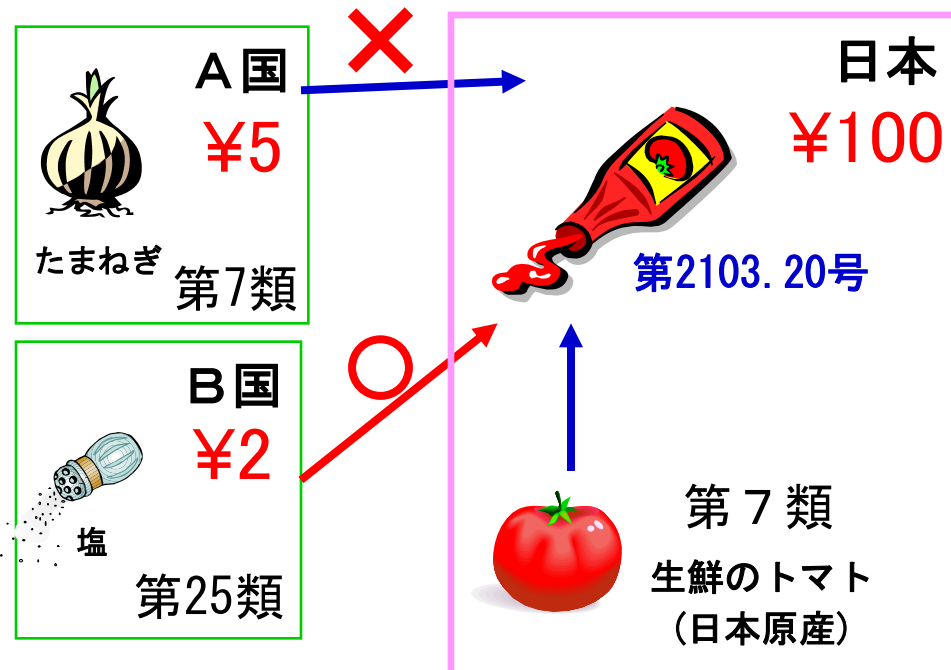
2103.20

第2103.20号の產品への他の類の材料からの変更
(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

非原産材料の**玉ねぎ (第7類)**が品目別規則を満たしていないことから、製品は日本の原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の**5%** ← タイ協定の場合、**7%以下**なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品は日本の原産品と認めることが可能となる。



※原産地証明書に「**DMI**」の記載が必要

原産資格を与えることとならない作業

◎特定の作業が行われることのみをもって、品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

タイEPA 第31条

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業
(乾燥、冷凍、塩水漬け等)等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ

